

定 款

平成 25 年(2013 年)4 月 1 日 改正施行

一般社団法人 日本衛生材料工業連合会

〒105-0013 東京都港区浜松町一丁目2番3号

電話 03(6403)5351 FAX 03(6403)5350

一般社団法人日本衛生材料工業連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本衛生材料工業連合会（英文名：Japan Hygiene Products Industry Association）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、衛生材料ならびに衛生用品の製造販売業者及び輸入販売業者が連絡を強固にし、衛生材料ならびに衛生用品の品質の向上を図り、業界の発展を図るとともに、国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 衛生材料ならびに衛生用品の製造に関する調査、研究、検査ならびに指導
 - (2) 衛生材料ならびに衛生用品に関する業会自主基準の制定
 - (3) 海外業界団体及び世界標準規格団体などとの情報交換ならびに規格制定
 - (4) 衛生思想の普及、図書、雑誌の刊行などによる広報活動
 - (5) 行政と連携した災害支援活動
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する日本国内に活動拠点を有する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成し、次の3種とする。

(1) 正会員

衛生材料ならびに衛生用品の製造販売業又は輸入販売業を営む個人又は団体

(2) 賛助会員

衛生材料ならびに衛生用品の製造に関連する原材料、包装資材、機械設備などの製造販売業又は輸入販売業を営む個人又は団体、その他業界と関係のある個人又は団体（前号に掲げる個人又は団体を除く）であってこの法人の事業を賛助するため入会したもの

（３）名誉会員

本会に特に功労のあった者又は学識経験者で会員総会において推薦された者

- ２ この法人の社員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

（入会）

第６条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、別に定める入会申込書を会長あて提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- ２ 理事会における可否は、会長が本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第７条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第８条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- （１）定款又は規則に違反したとき
- （２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （３）その他除名すべき正当な事由があるとき

- ２ この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（会員の資格喪失）

第１０条 前２条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （１）第７条の支払い義務を１年以上履行しなかったとき
- （２）総正会員が同意したとき
- （３）当該会員が死亡し、又は解散したとき
- （４）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(5) 除名されたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。未納会費がある場合は、退会時に精算する。

第4章 総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的を記載した書面により、会員総会の招集の請求があったとき

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。但し、第19条に基づき、会員総会に出席できない正会員が、書面によって議決権行使をすることができること

とする場合には2週間前に通知しなければならない。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところによるほか、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議長及びその会員総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印をする。
 - 3 議事録は総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 36名以上48名以内

監事 5名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、6名以内を副会長とする。
- 4 会長、副会長以外の理事のうち、8名以内を常任理事とする。
- 5 会長、副会長、常任理事以外の理事のうち、専務理事、常務理事をそれぞれ1名以内おくことができる。
- 6 会長をもって法人法上の代表理事とし副会長、常任理事、専務理事、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事及び監事に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、傘下工業会の会長もしくはこの法人が設置する委員会の管掌あるいは委員会の長を務め、理事会で別に定める業務を執行する。
- 4 常任理事は、この法人が設置する委員会の長、副委員長、あるいは会長経験者、副会長経験者として、理事会で別に定める業務を分担執行する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会で別に定める法人の業務を統括執行

する。

6 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会で別に定める法人の業務を分担執行する。

7 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、業務執行理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を得て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に答え、又は会長に対し若しくは理事会に出席し参考意見を述べることができる。

4 顧問は、無給とする。

(名誉会長)

第29条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長を3期6年務め、功績のあった者の内から、理事会の決議を得て、会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長は、会長の諮問に答え、又は会長に対し若しくは理事会に出席し参考意見を述べることができる。

第6章 理事会 常任理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常任理事、専務理事、常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3箇月に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 法令に基づき、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合はその日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

(常任理事会)

第37条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長が招集する。

4 常任理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

5 常任理事会は、会長から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

6 会長は、常任理事会構成員のうち2名以上からの招集要請があったときはその日から2週間以内に常任理事会を招集しなければならない。

7 常任理事会において決議した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

8 その他常任理事会に関し必要な事項は、会員総会において別に定める。

第7章 工業会、委員会の設置

第38条 常任理事会は、業務執行の必要に応じ、衛生材料の区分ごとに工業会、又はテーマごとに委員会を設置することができる。

2 工業会、委員会の長は、この法人の副会長もしくは常任理事が担当する。

3 工業会、委員会の事務業務は、第10章に規定するこの法人の事務局が行う。

4 その他工業会、委員会の設置要綱については別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置

くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 この法人及び構成する工業会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 専務理事には事務局長を委嘱することができる。

4 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び決算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令に定める帳簿及び書類

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進する為に、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、会員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は天田忠正とし、業務執行理事は松村誠一、鎌田真岡本由起子、須藤孝志、松前勝也、佐々木宏、岩月宏昌、斉田喜道、川本武玉川幸彦、高原豪久、岩上伸、藤田直哉、熊谷幸博とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(参 考)

(昭和25年12月28日 施行)
(昭和45年12月25日 改正施行)
(昭和48年12月25日 改正施行)
(昭和51年 8 月 2 日 改正施行)
(昭和61年11月19日 改正施行)
(平成 3 年10月25日 改正施行)
(平成12年 7 月18日 改正施行)
(平成13年11月19日 改正施行)
(平成16年 9 月30日 改正施行)
(平成19年 6 月29日 改正施行)
(平成22年 9 月16日 改正施行)
(平成25年 4 月 1日 改正施行)